

受講希望者の推薦等にあたってご配慮いただきたいことについて

都道府県・政令指定都市・中核市の障害保健福祉主管課(室)におかれましては、受講希望者のご推薦にあたって、次のことにご配慮いただきますようお願いいたします。

1. 推薦対象者について

(1) (社福)聴力障害者情報文化センターが主催する 厚生労働省委託「令和3(2021)年度 要約筆者指導者養成研修(以下、「本研修」とする)」の開催趣旨をご理解いただき、各コースとも開催要綱の6-①受講条件に該当する方をご推薦ください。

難聴者の方(過去に本研修を受講された方を含む)から受講の申し出があったときは、過去の本研修の受講経験にかかわらず、「難聴者コース」を受講していただくことになります。

(2) 管内の聴覚障害者団体、要約筆記関係団体の意見も尊重し、受講者をご推薦ください。

2. 受講者の定員等について

(1) 各コースの定員は、下表のとおりです。

コース	クラス	定員(名)
基礎研修	手書き	40
	パソコン	40
難聴者		20
ステップアップ	手書き	50
	パソコン	50
合計		200

(2) 受講者の決定にあたっては、各コース・クラスでの効率的な指導のため、ご推薦いただいた都道府県・市からの受講者数に偏りがなく、同時に定員を大きく超過することがないように調整する場合があります。

(3) 受講者の決定にあたっては、今回初めて受講する方を優先いたします。

(4) 上記(2)(3)により、ご希望いただいても、受講ができない場合があります。受講者推薦書の「推薦順位」欄を必ず全員分ご記入ください。

3. 申込時の提出物について

(1) 「基礎研修コース」は、受講者推薦書のみとなります。

(2) 「難聴者コース」は、受講者自身の「要約筆記利用体験記」(1,200字以内)を、「ステップアップコース」は、指導にあたる地域の直近年度の「養成カリキュラム」をご提出いただきます。受講者推薦書とともにお送りください。

(3) 「ステップアップコース」の受講決定者は上記に加え、受講決定後「課題」を別途ご提出いただきます。詳細については、当センターから直接受講者に連絡いたします。

(4) 当該受講希望者の受講をお断りすることになったときには、受講者推薦書とその提出物を貴職にお返しいたします。

4. 受講費用について

(1) 受講料は無料です。ただし、テキスト・教材費として、4,400円(税込)を徴収いたします。またサブテキスト等は、受講決定時にお示ししますので、受講前にご準備ください。

(2) 本研修参加のための交通費、宿泊費については、地域生活支援事業「特別支援事業」の対象となっています。

※ 詳細は、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室にご照会ください。

5. その他

(1) 本研修の開催要綱、6. 受講者、11. 修了決定と登録にあるように、全日程・全科目に出席した方(講師が指定した課題の提出を含む)を修了者とします。公的な派遣・講師等の用務であっても、上記に該当しない場合は「修了」とは見なされませんのでご注意ください。

(2) 修了者には「修了証」を交付いたしますので、要約筆記者養成講習会の開催にあたっての講師の選定の際に、考慮いただきますようお願いいたします。ただし、本研修の修了が、講師資格を授与するものではないことをご承知おきください。

(3) 過去の本研修修了者で、その修了したクラスとは別のクラス(手書きクラスで修了した方がパソコンクラスを受講、またはその逆)での受講を希望する場合であっても、全日程・全科目に出席することが必要です。

(4) 基礎研修コースにおいては、第4クール初日のみ、手書きクラスは「演習クラス」と「二人書きクラス」の2クラス、パソコンクラスは「演習クラス」と「関係入力クラス」の2クラスに分かれて講義・実習を行います。どちらのクラスを希望するか受講者に選択していただきますが、各クラスともに、指導が可能な人数に満たない場合には、当該クラスを開講しない場合があります。

(5) ステップアップコース(第2回)の会場である「全国障害者総合福祉センター(戸山サンライズ)」には、宿泊施設が併設されています。利用をご希望の方がおられましたら、直接施設にお問合せいただきますようお願いいたします。

※当該推薦書は、令和3(2021)年5月15日(土)までに当センターへお送りください。

要約筆記者指導者養成研修事務局
社会福祉法人聴力障害者情報文化センター
〒153-0053 東京都目黒区五本木1-8-3
担当：公益支援部門
TEL：03-6833-5003 FAX：03-6833-5000
Eメール：youhitsu@jyoubun-center.or.jp